



令和3年度

事業概要

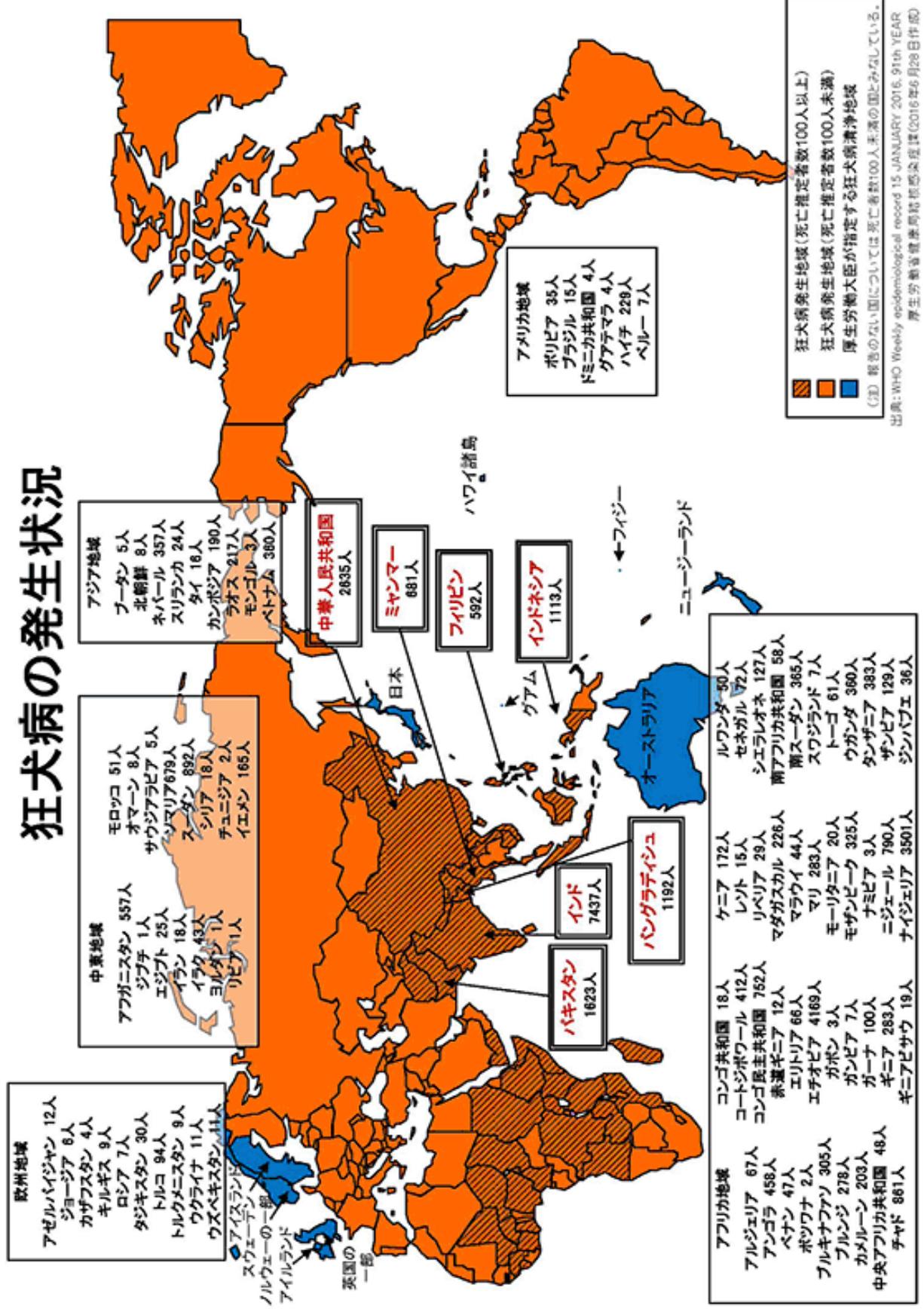


沖縄県動物愛護管理センター

目次

I 概況	
1 沿革	1
2 組織機構と分掌事務	3
3 施設・設備	4
4 管轄区域	7
5 年間実施事業	8
II 業務概要	
1 動物愛護思想の普及啓発業務	
(1) 窓口・電話受付の状況	10
(2) 犬猫等の譲渡	12
(3) 負傷動物の保護収容	14
(4) 動物愛護思想の普及啓発活動	15
2 動物の管理指導業務	
(1) 犬の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）	20
(2) 市町村別 犬引取頭数・返還頭数	21
(3) 犬種別の収容頭数（過去3年間・年度別）	22
(4) 猫の収容及び措置状況（過去5年間・年度別）	23
(5) 市町村別 猫引取頭数・返還頭数	24
3 動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務	
(1) 第一種動物取扱業の登録数	26
(2) 販売業のうち、主として取り扱う動物の種類並びに登録施設数	26
(3) 動物取扱責任者研修	26
(4) 特定動物の飼養・保管状況	27
(5) 勧告・命令等件数	27
III 資料	
市町村別依頼・相談・苦情状況	
(1) 犬に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	29
(2) 猫に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	30
(3) 犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）	31

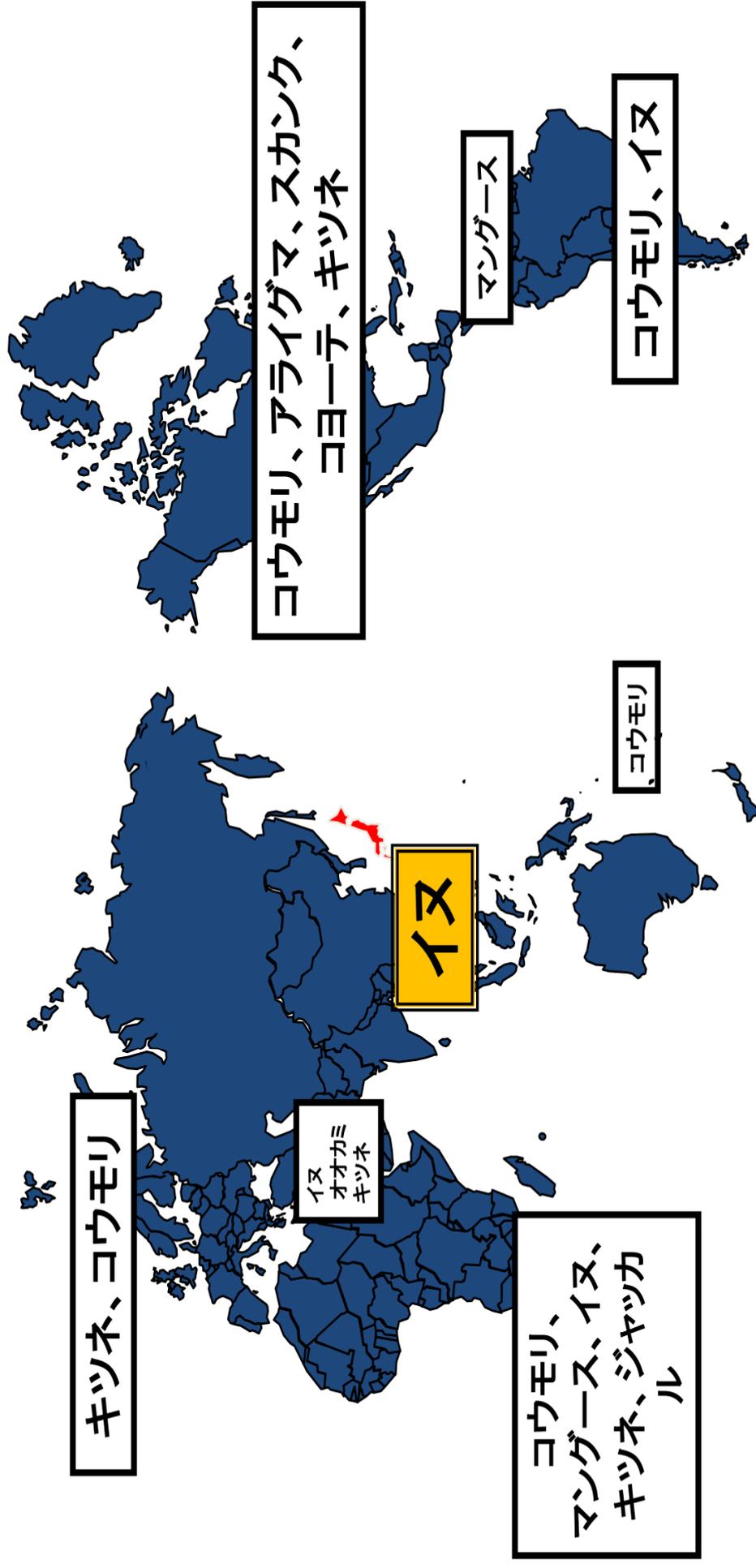
狂犬病の発生状況



狂犬病発生地域(死亡推定者数100人以上)
 狂犬病発生地域(死亡推定者数100人未満)
 厚生労働大臣が指定する狂犬病清浄地域
 (注) 報告のない国については死亡者数100人未満の国とみなしている。
 出典: WHO Weekly epidemiological record 15 JANUARY 2016, 91th YEAR
 厚生労働省健康局結核感染症課(2016年6月28日作成)

I 概況

世界各地の狂犬病媒介動物



1 沿革

昭和44年7月

琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管され、公衆衛生課所管の犬抑留所(那覇市古波蔵)で狂犬病予防業務を開始する。

昭和47年5月15日

日本復帰により琉球政府から沖縄県となる。

昭和48年10月

「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、翌年4月1日から施行される。

昭和52年10月1日

当該施設は「動物収容施設整備事業」で国庫補助を受け、那覇市古波蔵から大里村字大里 2000 番地に新築移転し、環境衛生課大里駐在所(名称:沖縄県動物管理所)となる。

昭和60年3月

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が公布され、同年7月1日から施行される。

昭和61年4月1日

動物管理所を廃止して沖縄県動物管理センターへ改組する。(環境保健部の出先機関となる。)

平成6年4月1日

行政組織規則改正で「沖縄県動物管理センター」から「沖縄県動物愛護センター」に名称を変更する。

平成8年4月

動物愛護センターが譲渡する子犬の不妊去勢手術を開始する。

平成8年11月

動物愛護意識の高揚と適正飼養の普及啓発事業の一環として、子犬の譲渡教室を開始する。

平成9年4月1日

「沖縄県犬咬傷事故対策実施要領」「闘犬種等適正飼養管理指導要領」「沖縄県犬譲渡取扱要領」が施行される。

動物愛護精神の普及啓発を図るため、子犬譲渡会を開始する。

平成11年4月

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行される。

「狂犬病予防法」の一部が改正され、犬に加え、新たに猫、あらいぐま、キツネ、スカンクに対する狂犬病の検疫が開始される。

平成12年4月1日

「狂犬病予防法」の一部が改正され、鑑札・注射済票の交付事務等が市町村へ権限委譲される。

平成12年12月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行される。

「沖縄県動物の保護及び管理に関する条例」が「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正される。

平成13年10月

動物愛護センターのホームページを開設する。

平成14年4月

動物死体の引取り業務を廃止する。

平成17年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(平成18年6月1日施行)

平成18年4月1日

「沖縄県動物愛護センター」から「沖縄県動物愛護管理センター」に名称を変更する。

本島保健所長に属していた狂犬病予防法及び動物愛護管理法にかかる事務について、動物愛護管理センター所長へ委任される。

平成18年6月1日

「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和60年沖縄県条例第5号)」が廃止される。

平成18年6月15日

新施設での業務を開始する。

動物愛護管理センターが譲渡する犬・猫の不妊去勢手術を開始する。

平成21年10月1日

飼い犬、飼い猫の引取り有料化を開始する。

平成23年6月30日

動物愛護管理センターホームページで抑留犬の写真掲載を開始する。

平成24年6月8日

動物愛護管理センターホームページで譲渡用猫の写真掲載を開始する。

平成24年12月6日

動物愛護管理センターホームページで譲渡用犬の写真掲載を開始する。

平成24年9月5日

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(平成25年9月1日施行)

平成25年4月1日

那覇市の中核市移行に伴い、那覇市へ業務の一部を権限委譲する。

平成27年11月9日

動物愛護管理センター新ホームページを作成し、収容猫の写真掲載等内容を刷新する。

平成28年3月31日

「闘犬種等適正飼養管理指導要領」が廃止され「危険犬適正飼養管理指導要領」が策定される。

平成28年4月1日

動物取扱業監視指導計画を策定し、これに基づく監視指導を開始する。

平成29年11月22日

犬の譲渡について、飼養環境の事前調査を開始する。

令和元年6月

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正される。(令和2年6月1日施行)

令和元年7月1日

譲渡推進のため、旧衛生環境研究所ハブ研究室跡地を活用し、譲渡推進棟として仮供用を開始する。

2 組織機構と分掌事務

(1) 沖縄県行政組織規則(抜粋)

第3章 出先機関

第4節 環境部関係出先機関

第2款 動物愛護管理センター

(名称、位置及び所管区域)

第128条 沖縄県行政機関設置条例第2条の3の規定により設置された動物愛護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

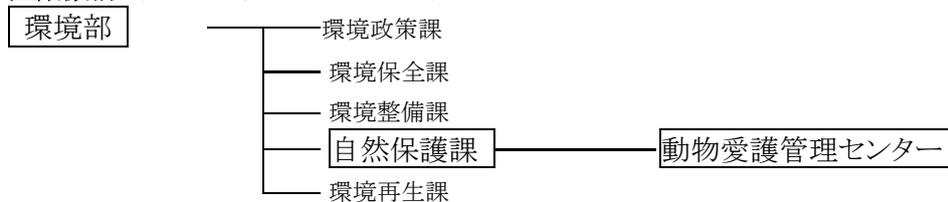
名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県動物愛護管理センター	南城市	県一円(宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く。)

(所掌事務)

第129条 動物愛護管理センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- (2) 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (3) 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- (4) 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- (6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。
- (7) 犬の捕獲及び抑留に関すること。
- (8) 野犬等の掃討及び苦情の処理に関すること。
- (9) 抑留犬の管理及び処分に関すること。
- (10) 狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
- (11) 傷病鳥獣に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、動物の取扱いに関すること。
- (13) 庶務に関すること。

(2) 組織機構 (令和4年4月1日時点)



(3) 職員等の構成 (令和4年4月1日時点)

	事 務	狂犬病予防員	狂犬病予防技術員	計
所 長(技)		1		1
副 所 長(技)		1		1
主 任 技 師		2		2
主 査	1			1
主 任		3		3
技 師				0
運 転 士			2	2
用 務 員			1	1
計	1	7	3	11
会計年度任用職員 (非常勤獣医師)		3		3
会計年度任用職員 (事務補助)	2			2
委 託 職 員			10	10
合 計	3	10	13	27

3 施設・設備

(1)敷地面積 6,675 m²

(2)構造及び規模

ア 構造 鉄筋コンクリート3階建(地上2階、地下1階)

イ 建築面積 622.5 m²

ウ 延床面積 1,668.7m²

(3)建築経過・経費

用地取得及び造成 昭和49年7月～昭和51年10月

動物管理所設計 昭和50年度予算

建築及び附属整備工事 昭和52年2月～10月

経費 104,530,000円

(国庫補助金 22,057,000円)

(県債 40,000,000円)

(一般財源 42,473,000円)

焼却炉等設備整備工事 昭和61年1月～3月

(焼却炉の全面改修) 経費 74,420,000円

(県債 52,000,000円)

(一般財源 22,420,000円)

焼却炉耐火壁交換工事 平成12年度

経費 5,035,000円

ア 浄化槽の新設 平成12年度

経費 29,772,750円

(特定財源 29,772,750円)

イ 施設改築に係る土質調査及び施設計画予備調査等 平成15年度

経費 6,738,000円

ウ 動物愛護センター新施設建築等に係る設計委託 平成16年度

経費 34,792,753円

(特定財源 34,617,810円)

(一般財源 174,943円)

エ 動物愛護管理センター新施設建築工事

本体(特殊設備工事、構内整備工事、電波障害防除設備工事)

旧施設(特殊設備撤去工事、現場技術業務委託)

平成17年6月23日～平成18年12月10日

経費 849,135,403円

(県債 559,100,000円)

(特定財源 244,027,900円)

(一般財源 46,007,503円)

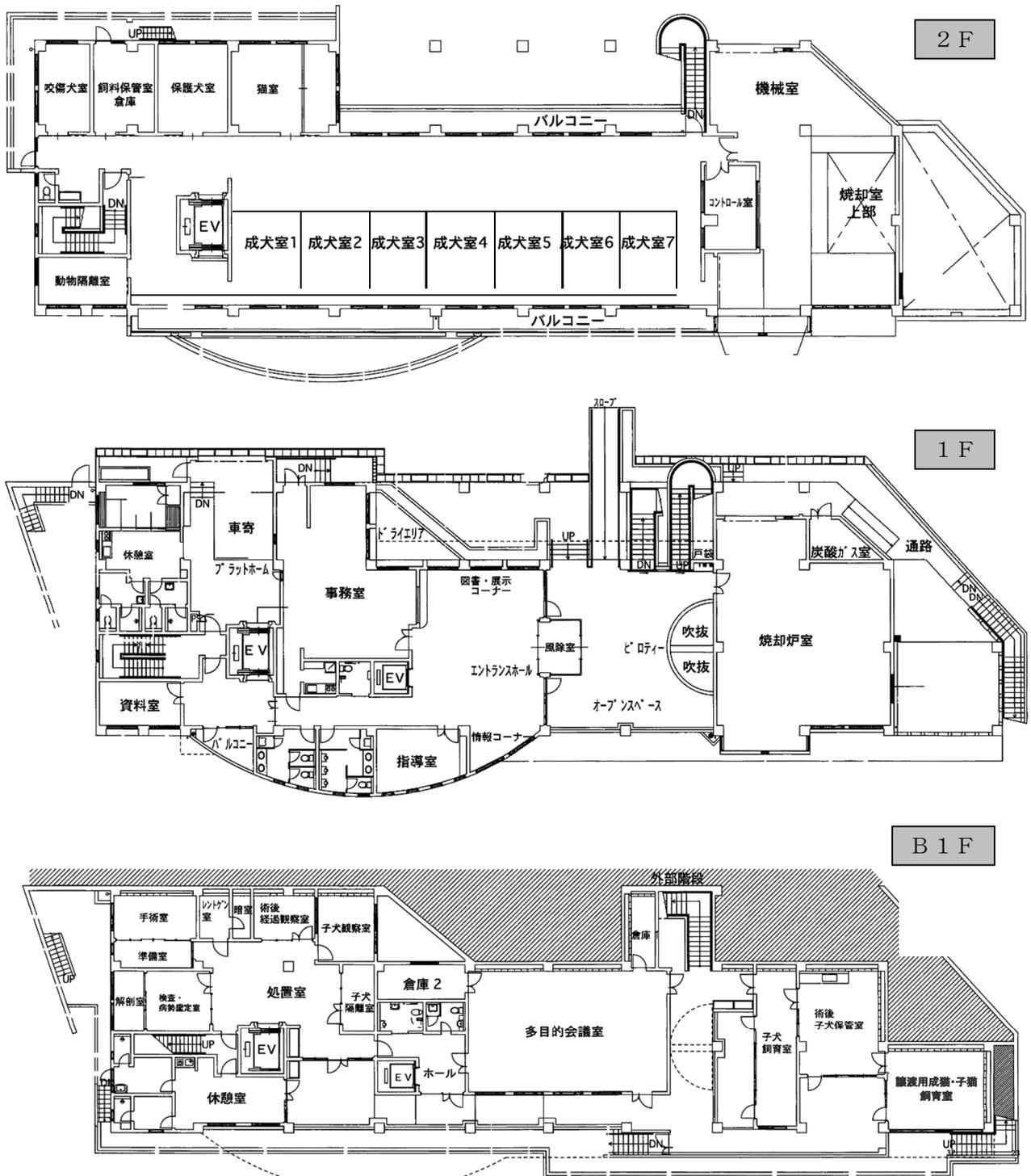
(4) 設備

設備	品名	数量	設備	品名	数量
施設全般	自動ドア	2基	動物焼却室	焼却炉	2基
	障害者用エレベーター (B1F～1F)	1基		骨回収装置	1基
	障害者用多目的トイレ	2基		焼却炉切替ダンパー	2基
	構内通信設備	一式		集合煙道	1基
	拡声設備	一式		冷却空気混合ダクト	1基
	構内配電設備	一式		冷却空気混合ファン	1基
	空気調和設備 (個別熱源・自動制御方式)	一式		廃ガス集塵機 (バグフィルター)	1基
	映像・音響設備 (多目的会議室)	一式		空気圧縮機	1基
	テレビ共同受信設備	一式		誘引ファン	1基
	火災報知設備	一式		煙突	1基
	給湯設備 (個別型)	3基		焼却炉制御盤	1基
	消火設備	一式		焼却炉現場制御盤	2基
	動物収容・処分施設	動物搬送用エレベーター (B1F～2F)		1基	排ガス処理制御盤
収容犬搬入・誘導装置		1基	排ガス集塵機現場制御盤	1基	
収容犬受入・誘導装置		1基	灰処理制御盤	1基	
成犬処分機		1基	カメラモニター (焼却施設・焼却炉内)	4台	
猫用処分機		1基	移動用及び予備ケージ (ステンレス製)	8台	
炭酸ガス供給装置		一式	骨粉砕器	1台	
操作計装装置 (受入・追込・排出操作盤)		一式	身障者駐車場カーポート	1基	
カメラモニター (成犬収容施設・処分機内)		4台	外灯 (駐車場・門)	5基	
集中操作盤 (処分機等・コントロール室)		一式	受水槽 (地上設置型 16t)	1基	
集中監視盤 (処分機・焼却炉)		1台	燃料貯蔵タンク (地上設置型 3,000ℓ)	1基	
集中制御室・機械室	21型カラーモニター	1台	上水ポンプ	1基	
	9画面デジタルマルチビューアー	一式	中水 (雨水) ポンプ	1基	
	動物用保冷庫	1基	排水ポンプ	5基	
	サービスタンク (灯油 190ℓ)	1基	汚水処理設備 (ユニット型浄化槽 25人槽)	1基	
			その他 (輸送設備・施設外設備等)		

(5) 主要備品

品名	数量	品名	数量
電動手術台	2台	冷蔵ショーケース (薬品保管用)	1台
无影灯	2台	冷蔵庫	1台
吸入麻酔器	1台	生物顕微鏡 (デジタル撮影・モニター装置付)	一式
人工呼吸器	1台	実体顕微鏡	1台
電気メス	1台	生化学検査装置	1台
機械器具戸棚	2台	自動血球計数装置	1台
EOG 滅菌器	1台	シャーカステン (壁掛け型)	2台
動物専用エックス線撮影装置	1台	輸液ポンプ	1台
自動現像器 (エックス線フィルム現像用)	1台	乾熱滅菌器	1台
ステンレス処置台	1台	ヘマトクリット遠心機	1台
シャワー付ステンレスシンク (動物洗浄用)	3台	孵卵器	1台
検査台 (シンク付)	1台	公用車 (監視・捕獲・輸送車両)	2台
実験器具乾燥庫	1台	ハンドパレットトラック (ケージ輸送用)	2基
マイクロチップリーダー	6台	バイオハザード対策用キャビネット	1台

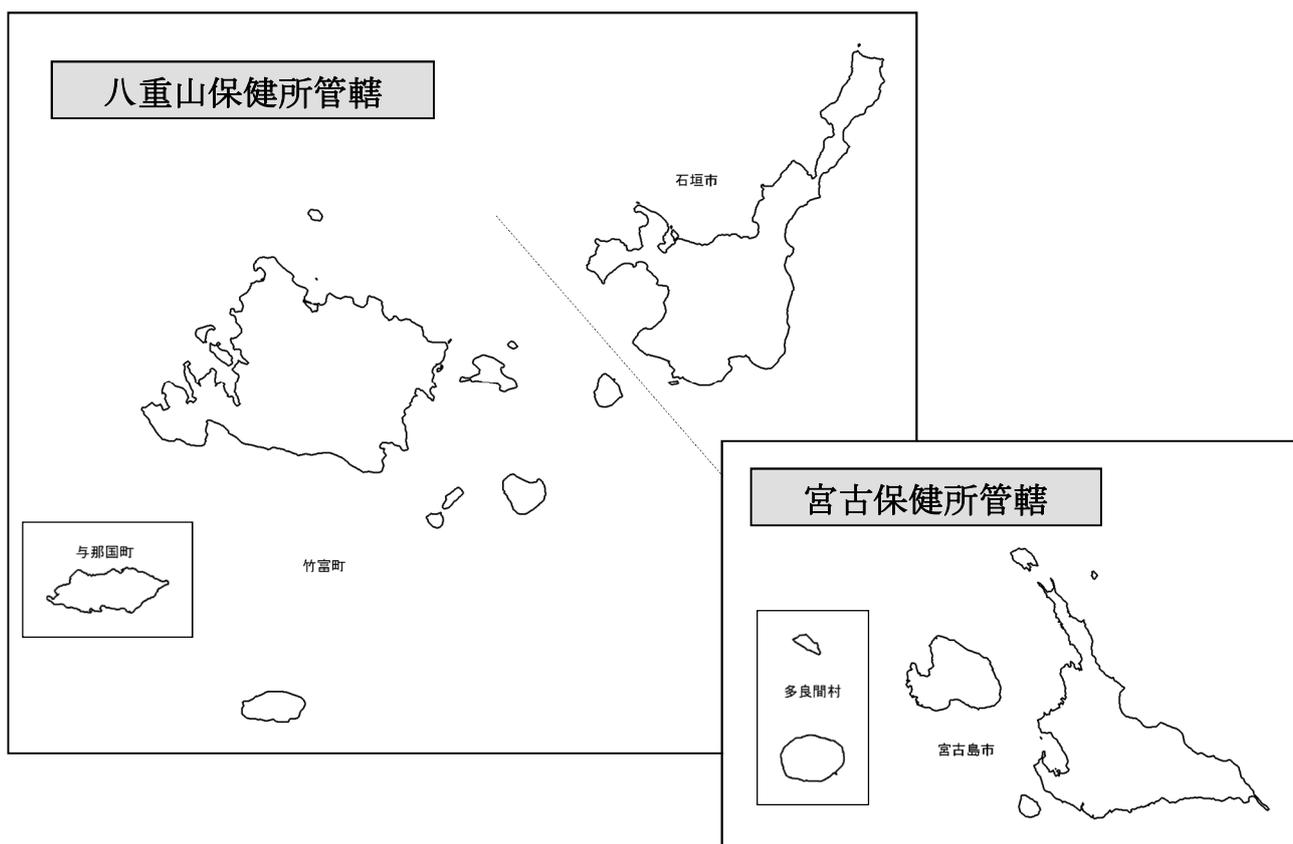
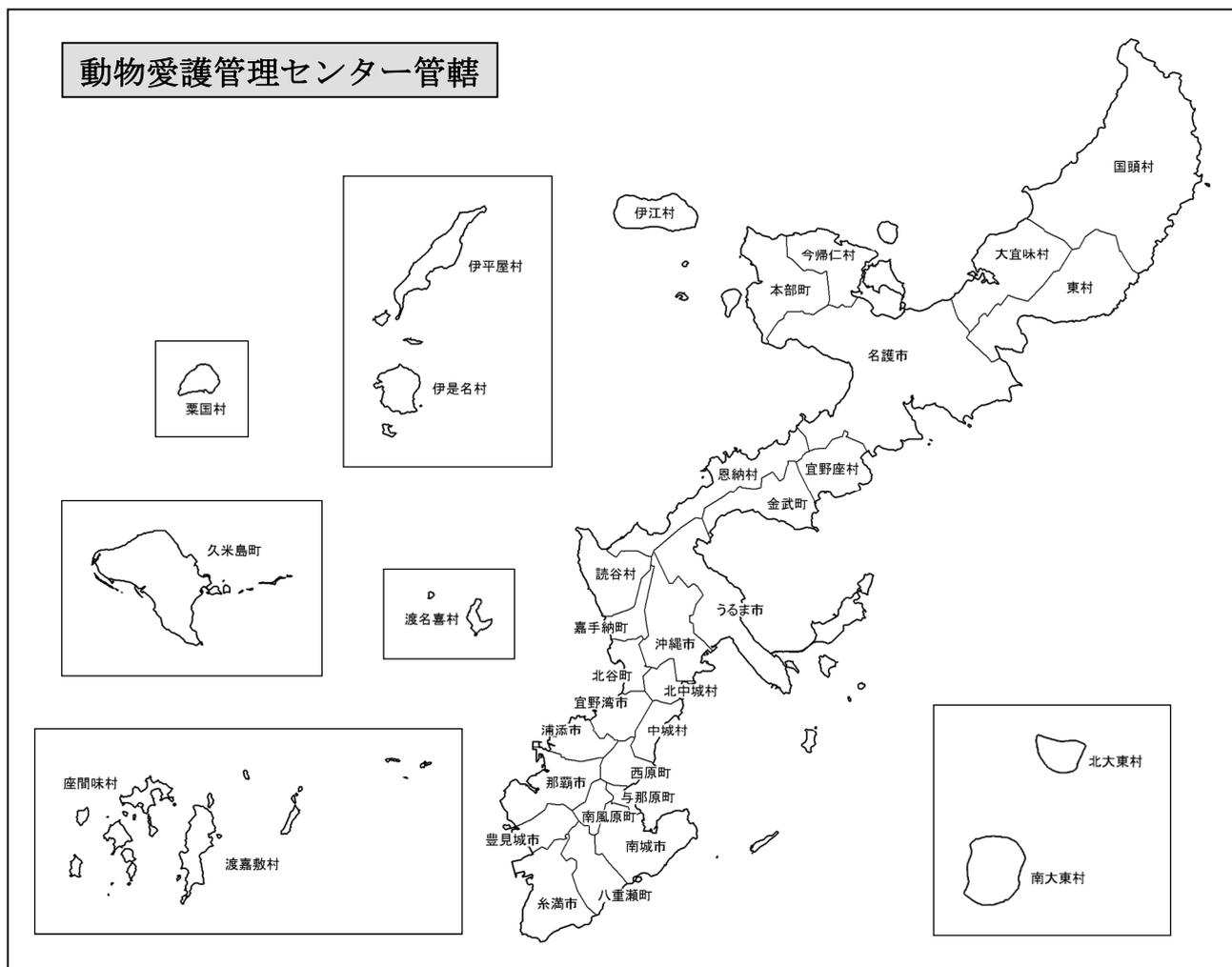
(6) 平面図



単位:m²

地上2階、地下1階	
2階部分	511.3
1階部分	534.9
地下1階部分	622.5
計	1,668.7

4 管轄区域



5 年間実施事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物愛護 思想の 普及啓発	動物愛護週間行事の実施						*		*				
	動物愛護パネルなどの展示・チラシの配布	●	----->										
	しつけ教室の実施	●	----->										
	ふれあい広場・ドッグランの設置	●	----->										
	動物飼養管理・健康相談受付	●	----->										
	施設見学者への講習会実施	●	----->										
譲渡	犬の譲渡会（毎月3回）	●	----->										
	猫の譲渡（随時）	●	----->										
	登録ボランティアへ収容動物の譲渡	●	----->										
負傷動物	負傷動物の収容	●	----->										
	負傷動物の治療・飼養管理	●	----->										
犬・猫 の引取	飼い主からの引取	●	----->										
	引取依頼をした飼い主への指導啓発	●	----->										
飼養管理 等	犬・猫の飼養管理	●	----->										
	犬・猫の返還	●	----->										
	咬傷犬の検診	●	----->										
	終末処分	●	----->										
危害防止 対策等	犬の収容（捕獲）	●	----->										
	市町村役場との犬の合同捕獲	●	----->										
	犬・猫に関する苦情の処理	●	----->										
	犬・猫の正しい飼い方指導	●	----->										
動物取扱業 特定動物飼 養保管	動物取扱業者・特定動物飼養保管業者に対する助言・指導	●	----->										
	動物取扱業監視指導計画に基づく監視・指導	●	----->										
	動物取扱責任者研修							*	*				
調査研究	人獣共通感染症等の調査研究	●	----->										
	負傷動物の診断・治療に関する研究	●	----->										
	繁殖制限に関する調査研究	●	----->										
	犬の事故防止に関する調査研究	●	----->										
会議・研修 等	全国動物管理関係事業所協議会全国会議				*				*				
	動物愛護管理行政主管課長会議											*	
	狂犬病診断研修										*		

Ⅱ 業務概要



ペットを飼い始める前に
最期まで世話をすることができるかを考えて下さい



 ハムスター	 2～3年程度
 セキセイ インコ	 7～10年程度
 フェレット	 6～12年程度
 ウサギ	 5～15年程度
 グリーン イグアナ	 10～20年程度
 イヌ	 12～20年程度
 ネコ	 15～20年程度
 ミドリガメ	 20年程度
 オカメ インコ	 15～25年程度
 ヒト	 80歳
 リクガメ	 100年以上

1 動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想の普及啓発業務

動物愛護思想の高揚を図り、生命尊重、友愛及び平和の情操涵養と動物による危害を防止し、人の生命、身体及び財産等の安全を確保するために適正な飼養管理指導を実施しています。

当センターには、逸走した動物を捜している飼い主、犬・猫の引取を依頼する方、または犬・猫の譲渡を希望する方等多数の県民が来所します。この機会を活用して、動物の生態や習性を理解していただき、責任を持って終生飼養すること、繁殖を希望しない飼養者(飼い主)には、その動物に不妊・去勢手術を受けさせるよう指導・助言を行い、動物の正しい飼い方の啓発に努めています。

また、動物愛護等に関するパンフレット、リーフレット等を常時窓口に設置、配布することで、その普及啓発にも努めています。さらに窓口・電話では当センターで実施している次の事業に関する案内や説明、そして助言等を行っています。

- ア 動物の正しい飼い方の指導(捨て犬、捨て猫の防止)
- イ 動物に関する健康相談等
- ウ 犬・猫の譲渡及び譲渡講習会の実施
- エ 犬の適正飼養講習会の実施
- オ 負傷動物の収容、応急処置及び飼養管理
- カ 動物愛護週間と動物慰霊祭の実施

(1) 窓口・電話受付の状況

① 窓口受付の状況(令和3年度・月別)

(人数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
狂犬病予防関係	抑留														
	捕獲・保護頭数	22	9	17	15	23	18	10	12	20	10	8	13	177	
	登録・予防注射問い合わせ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		野犬捕獲依頼	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
		行方不明犬問い合わせ	46	37	52	34	42	24	21	30	38	31	40	49	444
		咬傷事故等の苦情	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
		住居環境等の苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家畜・作物等の被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	
動物愛護管理関係	引取	犬													
		引取等依頼件数	3	6	1	3	5	1	2	8	4	2	0	3	38
		譲渡(生後91日未満)	183	73	46	73	59	62	121	97	118	66	70	146	1,114
	猫	引取等依頼件数	4	6	3	5	9	15	11	1	0	2	10	7	73
		譲渡	15	25	36	37	44	28	47	39	30	11	43	19	374
	負傷動物の収容・処分	犬													
		収容依頼数	0	1	0	3	0	4	1	1	1	2	0	1	14
		猫													
	収容依頼数	12	15	18	5	5	16	11	10	6	3	9	4	114	
	その他														
収容依頼数	6	3	4	6	8	5	9	10	2	5	3	5	66		
苦情等	行方不明猫問い合わせ	2	2	3	0	11	3	1	5	3	2	1	4	37	
	住居環境等の苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	11	4	4	11	18	5	8	4	0	0	0	11	76	
共通事項	施設見学	0	5	11	0	10	2	0	0	0	0	0	0	28	
	体験学習	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
	講習	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
	飼い方・健康相談	犬	4	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	10
		猫	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	6
	動物取扱業に関する事項	35	107	63	34	52	42	45	59	46	58	69	89	699	
その他 ※	61	79	68	64	59	78	109	59	58	61	62	105	863		
合計	407	375	326	290	348	307	398	337	329	254	316	460	4,147		

※ 9月の「その他」には、動物慰霊祭参加者を含みます

② 窓口受付の状況(過去5年間・年度別)

(人数)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数	256	247	232	191	177	
	登録・予防注射問い合わせ		0	1	4	3	2	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	0	1	0	0	1	
		野犬捕獲依頼	1	81	2	4	2	
		行方不明犬問い合わせ	693	630	639	498	444	
		咬傷事故等の苦情	5	4	1	0	2	
		住居環境等の苦情	0	1	2	0	0	
		家畜・作物等の被害	3	0	0	0	0	
その他		40	27	18	14	3		
動物愛護管理関係	引取	犬	引取等依頼件数	66	56	40	20	38
			譲渡(生後91日未満)	2,310	2,064	2,344	1,913	1,114
		猫	引取等依頼件数	260	165	140	78	73
			譲渡	473	453	568	465	374
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	0	7	6	6	14
		猫	収容依頼数	47	47	67	79	114
		その他	収容依頼数	17	31	23	54	66
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		79	67	51	47	37
		住居環境等の苦情		6	9	6	1	0
		その他		164	229	213	294	76
共通事項	施設見学		287	286	276	95	28	
	体験学習		89	30	116	35	2	
	講習		55	70	24	0	2	
	飼い方・健康相談	犬	4	0	3	23	10	
		猫	5	1	9	6	6	
	動物取扱業に関する事項		756	516	634	614	699	
	その他		699	520	717	751	863	
合計			6,315	5,543	6,135	5,191	4,147	

③ 電話受付の状況(令和3年度・月別)

(件数)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
狂犬病予防関係	登録・予防注射問い合わせ		5	5	1	2	1	1	1	6	1	2	3	3	31	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	1	3	0	5	4	6	4	0	1	2	6	2	34	
		野犬捕獲依頼	6	2	2	5	5	5	5	6	3	7	6	5	57	
		行方不明犬問い合わせ	119	116	140	99	105	69	105	110	84	103	97	131	1,278	
		咬傷事故等の苦情	6	7	8	8	23	5	9	4	10	14	8	6	108	
		住居環境等の苦情	2	1	0	0	0	0	1	0	6	4	4	1	19	
		家畜・作物等の被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他		19	5	10	7	4	3	9	5	4	4	9	12	91
動物愛護管理関係	引取	犬	引取等依頼件数	14	14	16	15	17	17	15	16	14	7	11	7	163
			譲渡(生後91日未満)	74	60	117	82	68	72	74	55	45	69	65	94	875
		猫	引取等依頼件数	101	136	162	121	120	135	201	100	70	53	29	30	1,258
			譲渡	11	23	35	43	30	25	42	35	20	18	47	20	349
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	5	3	4	3	0	10	6	6	8	5	5	7	62
		猫	収容依頼数	39	42	66	37	27	49	45	28	34	21	23	22	433
		その他	収容依頼数	22	17	21	19	19	8	24	23	9	16	6	11	195
	死亡	犬	収容依頼数	0	0	1	0	1	0	1	1	3	1	1	0	9
		猫	収容依頼数	0	2	4	2	2	5	3	2	2	1	4	3	30
		行方不明猫問い合わせ		59	38	38	39	40	29	29	43	35	42	34	51	477
	苦情等	住居環境等の苦情		12	3	6	6	4	4	9	0	4	9	8	9	74
		その他		49	31	46	37	112	55	39	26	27	14	25	44	505
		施設見学		2	2	1	1	5	2	0	0	1	1	3	2	20
共通事項	体験学習		0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	5	
	講習		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
	飼い方・健康相談	犬	6	5	3	4	2	3	3	1	1	6	1	0	35	
		猫	7	12	10	11	10	17	16	9	8	7	7	1	115	
	動物取扱業に関する事項		70	145	121	87	157	169	194	124	92	107	96	125	1,487	
	その他		211	174	175	164	197	216	221	145	167	188	173	180	2,211	
	合計			840	846	988	798	956	905	1,056	746	650	701	671	766	9,923

④ 電話受付の状況(過去5年間・年度別)

(件数)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
狂犬病予防関係	抑留	捕獲・保護頭数	0	0	0	0	0	
	譲渡(生後91日以上)		0	0	0	0	0	
	登録・予防注射問い合わせ		19	24	20	32	31	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼	18	18	21	20	34	
		野犬捕獲依頼	73	81	105	62	57	
		行方不明犬問い合わせ	2,217	1,887	1,772	1,892	1,278	
		咬傷事故等の苦情	64	69	58	97	108	
		住居環境等の苦情	39	32	23	15	19	
家畜・作物等の被害		4	2	1	0	0		
その他		277	262	216	190	91		
動物愛護管理関係	引取	犬	引取等依頼件数	330	247	236	196	163
			譲渡(生後91日未満)	1,332	1,134	1,042	1,430	875
		猫	引取等依頼件数	865	805	1,042	1,085	1,258
			譲渡	225	210	254	286	349
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	40	55	91	80	62
		猫	収容依頼数	302	389	420	360	433
		その他	収容依頼数	136	123	110	171	195
	死亡	犬	収容依頼数	39	41	19	18	9
		猫	収容依頼数	35	49	36	27	30
	苦情等	行方不明猫問い合わせ		583	545	539	538	477
		住居環境等の苦情		435	414	333	190	74
		その他		725	772	644	590	505
共通事項	施設見学		59	37	49	17	20	
	体験学習		20	18	22	3	5	
	講習		5	2	4	7	2	
	飼い方・健康相談	犬	56	47	76	119	35	
		猫	76	48	82	142	115	
	動物取扱業に関する事項		1,170	933	1,124	1,129	1,487	
	その他		2,227	1,866	2,421	2,120	2,211	
合計			11,371	10,110	10,760	10,816	9,923	

(2) 犬猫等の譲渡

県民に動物愛護思想の高揚と適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、動物に生存の機会を与えるため、飼養希望者が愛情と責任を持って終生飼養することを条件に、譲渡適性があると判断した犬猫等を飼養希望者へ譲渡(飼養者譲渡)あるいはボランティア登録している団体へ譲渡(ボランティア譲渡)しています。

① 犬・猫の譲渡状況

(頭)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
犬	飼養者譲渡	子犬	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	6	
		成犬	6	2	0	2	0	1	2	2	2	2	0	0	0	17
	ボランティア譲渡	子犬	0	2	0	1	13	12	0	0	0	4	2	2	1	37
		成犬	27	8	19	19	26	22	15	15	15	15	8	13	25	212
	合計			36	12	19	23	39	35	18	17	21	10	16	26	272
猫	飼養者譲渡	子猫	0	6	13	15	13	3	7	13	5	1	6	2	84	
		成猫	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1	9
	ボランティア譲渡	子猫	3	12	0	12	10	5	6	6	6	1	1	3	0	59
		成猫	0	1	2	3	2	18	5	5	5	6	1	29	1	73
	合計			5	20	15	30	25	26	18	24	14	3	41	4	225

※子犬・子猫:収容時の月齢が3ヶ月未満のもの

※宮古・八重山保健所から移送され譲渡されたものを除く

※譲渡した月で集計

② 犬の譲渡会・譲渡講習会の開催状況

犬の譲渡においては、不適切な飼い方・しつけ方による無駄吠えなどの問題行動や咬傷事故を防止し、動物愛護精神を普及することを目的として、譲渡前に犬の正しい飼い方・しつけ方の講習会(譲渡講習会)を実施しています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
譲渡会回数		3	2	0	1	0	1	3	2	1	0	0	3	16
講習会 受講者数	大人	14	8	0	7	0	1	10	8	3	0	0	10	61
	子供	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	5
	合計	15	9	0	7	0	1	11	9	3	0	0	11	66

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、例年より開催頻度を減らしております。

③ 不妊去勢手術実施状況

所内譲渡する犬・猫、ボランティア譲渡した犬・猫ならびに保護収容したその他動物を対象に実施するほか、地域猫等の活動を支援しています。(頭)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	所内譲渡	7	3	1	1	2	0	4	3	27	1	0	1	50
	ボランティア譲渡	10	10	0	8	11	10	3	13	6	8	5	6	90
	合計	17	13	1	9	13	10	7	16	33	9	5	7	140
猫	所内譲渡	4	19	24	11	1	20	16	4	1	0	0	1	101
	ボランティア譲渡	0	0	0	0	0	2	0	1	3	2	32	0	40
	地域猫	0	5	0	0	0	2	1	0	1	0	0	3	12
	合計	4	24	24	11	1	24	17	5	5	2	32	4	153
その他(うさぎ等)		0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	3
合計		21	37	25	20	14	35	24	21	38	13	37	11	296

(3) 負傷動物の保護収容

道路や公園などの公共の場所において、病気やけがをした飼い主不明の動物については、保護収容し、必要に応じて応急処置等を行っています。

① 負傷動物の保護収容状況

(頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
犬	7	7	8	7	3	3	3	8	3	3	2	1	55
猫	23	31	27	20	9	16	19	17	18	7	15	8	210
その他	6	2	1	1	5	2	3	9	4	2	3	2	40
合計	36	40	36	28	17	21	25	34	25	12	20	11	305

② 負傷動物(その他)の内訳

収容動物名	収容数	結果				
		終末処分	死亡	放鳥	返還	譲渡
アオサギ	1			1		
アオバズク	2			2		
アカショウビン	3		2	1		
アヒル	1		1			
インヒヨドリ	3	1	2			
オオコノハズク	1			1		
カモ	1	1				
キジバト	4		2	2		
サギ	3	1	1	1		
ニワトリ	2	1	1			
ハト	2			2		
バン	2	1		1		
ヒヨドリ	1		1			
ミサゴ	1					1※
コウモリ	8		3	5		
ウサギ	2	1	1			
カメ・スッポン	2	2				
リス	1		1			
合計	40	8	15	16	0	0

※動物病院への移送

(4) 動物愛護思想の普及啓発活動

① 体験学習の受け入れ

当センターでは、小学校高学年以上の児童生徒、学生に対する動物愛護教育の一貫として「体験学習」の受け入れを実施しています。

ア 内容

- ・動物愛護管理行政についての講習
- ・検査室実習
- ・負傷動物の治療や不妊去勢手術の見学
- ・犬の譲渡会、犬の正しい飼い方講習会への参加
- ・ふれあい教室への参加
- ・ふれあい広場の衛生管理、犬の飼育管理

イ 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

実施年月日	対 象	参加人数(内引率)
令和3年12月15日～令和3年度12月16日	沖縄ペットワールド専門学校	1
実施回数 : 1回(2日間)	参加人数合計 : 1名	

② 視察の受け入れ

当センターでは、日頃行っている業務や犬猫等に関する沖縄県内の状況をより多くの方に知っていただくため、「視察」の受け入れを実施しています。

ア 内容

- ・施設見学
- ・業務内容説明等

イ 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝 10 時～午後 4 時の間の1時間から3時間程度です。

実施年月日	対 象	参加人数(内引率)
県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和3年度は受入れておりません。		

③ 夏休み親子で学ぶ動物愛護管理センター見学会

当センターでは平成29年度から、小・中学生とその家族を対象に「センター見学会」を夏休み期間に開催しています。

ア 内容

- ・施設説明
センターの概要をスライドで説明した後、実際に施設を見学する。
- ・動物愛護(動物も同じ生き物)
実際に犬を抱いたり、心臓の音を聴いたりすることで、動物の温かみや生きていることを実感してもらい、動物を大事にすること『いのちの大切さ』を学ぶ。
- ・危害防止(動物〔犬〕との接し方)
ぬいぐるみや譲渡候補犬を使って犬の習性等を教え、犬に咬まれないための方法を学ぶ。
- ・手術室体験、爪切り体験
手術室や処置室でぬいぐるみ等を使い、不妊去勢手術の大切さと日頃のケアについて学ぶ。

イ 受付方法および実績

7月上旬にセンターホームページ等でご案内し、電話等で申し込みしていただきます。

ウ 協力

日本愛玩動物協会沖縄支所

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和3年度は開催しておりません。

④ その他講習会

当センターでは、一般県民、学生、動物取扱業者ならびに市町村等を対象に、要望等に応じて動物愛護、動物による危害防止ならびに衛生教育を目的とした講習会を実施しています。

ア 受付方法および実績

事前に電話等で申し込みしていただき、担当との調整後に人数や日程を決定いたします。

原則として、祝祭日を除く月～金曜日の朝10時～午後4時の間で約1時間程度としています。

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和3年度は開催しておりません。

⑤ 捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

毎年、ゴールデンウィーク期間中は、北部地域をはじめ県内各地の行楽地において、心ない人による犬や猫の置き去り、遺棄等が増加すると言われています。このような行為は、地域住民の生活環境に悪影響を与えるほか、ヤンバルクイナをはじめとする希少野生生物にとっても大きな脅威となっており、動物愛護の観点からも、捨て犬や捨て猫を未然に防止する必要があります。

以上のことから、行楽客をはじめ広く県民に、捨て犬や捨て猫(動物遺棄)の防止を啓発するとともに、県民の動物愛護思想涵養に資する目的で実施しています。

令和3年度捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、感染拡大を防止する観点から、令和3年度は開催しておりません。

⑥ 動物愛護週間行事

毎年9月20日から9月26日までの『動物愛護週間』に、動物愛護思想を県民に広く普及啓発することを目的として下記のような行事を開催しました。

動物愛護週間行事実施要綱

第1 趣旨

動物愛護週間(9月20日から同月26日まで)は、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることをその目的としており、動物愛護週間行事を実施することにより、広く県民の間に動物愛護思想の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛および平和の情操の涵養を図る。

第2 根拠

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第3条により、国および地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養について、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動を通じて普及啓発を図るよう努めることとされており、さらに同法第4条により、動物愛護週間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

第3 実施主体

- (1)主催 沖縄県
- (2)共催 公益社団法人沖縄県獣医師会
- (3)後援 沖縄県市長会、沖縄県町村会
- (4)協賛 公益財団法人沖縄こどもの国、
公益社団法人日本愛玩動物協会沖縄県支所
沖縄県公衆衛生獣医師協議会
各メディア機関

2 実施機関等については、必要に応じて変更することができる。

3 共催、後援及び協賛については毎年各機関・団体等の承諾を得ることとする。

第4 実施期間

動物愛護週間中を基本とし適宜設定する。

第5 実施事業の概要

1 実施事業は次のとおりとする。

(1)動物愛護週間の広報

県、市町村および関係機関は、ポスター、チラシ、広報紙、新聞、ラジオおよびテレビ等により、動物愛護週間の趣旨および実施行事について、広く県民に対して周知啓発を行う。

(2)動物愛護図画コンクールおよび優秀作品の展示

県内の幼稚園児、保育園児および小学生を対象とした図画コンクールを行い、優秀作品を表彰する。加えて、県庁および沖縄県動物愛護管理センター等において優秀作品の展示を行う。

(3)動物愛護街頭キャンペーン

動物愛護週間の趣旨の周知を目的として、チラシ等を作成し街頭にて配布する。

(4)動物愛護の集い

動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護の集い会場において、動物愛護図画コンクール表彰式、犬・猫とのふれあい、パネル展示、沖縄県獣医師会による犬猫不妊去勢手術助成事業受付(事業の趣旨および実施方法の周知等)および動物健康相談等、各種イベントを行う。

(5)動物慰霊祭

沖縄県動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに一般県民の参列により、人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物たちの冥福を祈る。

2 実施事業については、必要に応じて内容を変更できるものとし、また、前各号以外の事業も実施できるものとする。

令和3年度動物愛護週間行事日程

1 令和3年度動物愛護図画コンクール優秀作品展示

日 程 および 場 所

- ① 令和3年9月13日(月)から9月24日(金)
沖縄県庁1F 県民ホール
- ② 令和3年10月1日(金)から11月10日(水)
沖縄県動物愛護管理センター
- ③ 令和3年11月14日(日)
沖縄こどもの国(沖縄市)

2 動物愛護街頭キャンペーン

- (1) 日 時 : 令和3年9月17日(金) 16:45~17:30
- (2) 場 所 : パレットくもじ前広場、県民広場および交差点周辺 (那覇市)
- (3) 内 容 : 動物愛護思想の普及啓発を目的としたリーフレット等の配布

3 動物愛護週間行事(宮古および八重山)

- (1) 日 程 : 令和3年9月~12月
- (2) 場 所 : 宮古および八重山各保健所管内
- (3) 内 容 : 詳細については、各保健所にお問い合わせ下さい。

4 動物慰霊祭

- (1) 日 時 : 令和3年9月24日(金) 15:30~16:30
- (2) 場 所 : 沖縄県動物愛護管理センター
- (3) 内 容 : 動物愛護管理センターにおいて、県、市町村および関係機関ならびに多くの県民の参列により、人間の都合によってその天寿を全うすることができなかった動物達の冥福を祈る。

5 動物愛護の集い

- (1) 日 時 : 令和3年11月14日(日) 11:00~15:00
- (2) 場 所 : 沖縄こどもの国(沖縄市)
- (3) 内 容 : 令和3年度動物愛護図画コンクール表彰式、優秀作品の展示
パネル展示等の各種イベントを実施

2 動物の管理指導業務

動物の管理指導業務

動物による人の生命、身体及び財産等の侵害を防止するため、『狂犬病予防法』および『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づき、次の業務を行っています。

- ア 動物の適正な飼養及び管理に関する助言や指導
- イ 捕獲または保護により収容された犬・猫の管理、返還、譲渡及び処分
- ウ 飼えなくなった犬・猫の引取り及び処分(原則拒否)
- エ 関係機関との徘徊犬合同捕獲
- オ 苦情の受理及びその処理
- カ 咬傷犬の狂犬病鑑定
- キ その他

※ 収容された犬、猫等の管理及び処分業務等は一部委託

(1) 犬の収容及び措置状況(過去5年間・年度別)

	収容頭数(うち幼齢・幼犬)			収容犬の措置頭数		
	所有者不明引取	飼い主からの引取	負傷	返還(返還率)	譲渡(譲渡率)	終末処分(処分率)
平成29年度	935 (25)	54 (0)	18	259 (27.2%)	589 (58.5%)	153 (15.2%)
平成30年度	776 (48)	72 (2)*	123	271 (30.1%)	606 (62.4%)	141 (14.5%)
令和元年度	620 (53)	44 (0)	149	282 (36.7%)	462 (56.8%)	80 (9.8%)
令和2年度	527 (64)	15 (0)	99	238 (38.0%)	367 (57.3%)	37 (5.8%)
令和3年度	393 (44)	31 (1)	55	193 (43.1%)	272 (56.8%)	25 (5.2%)

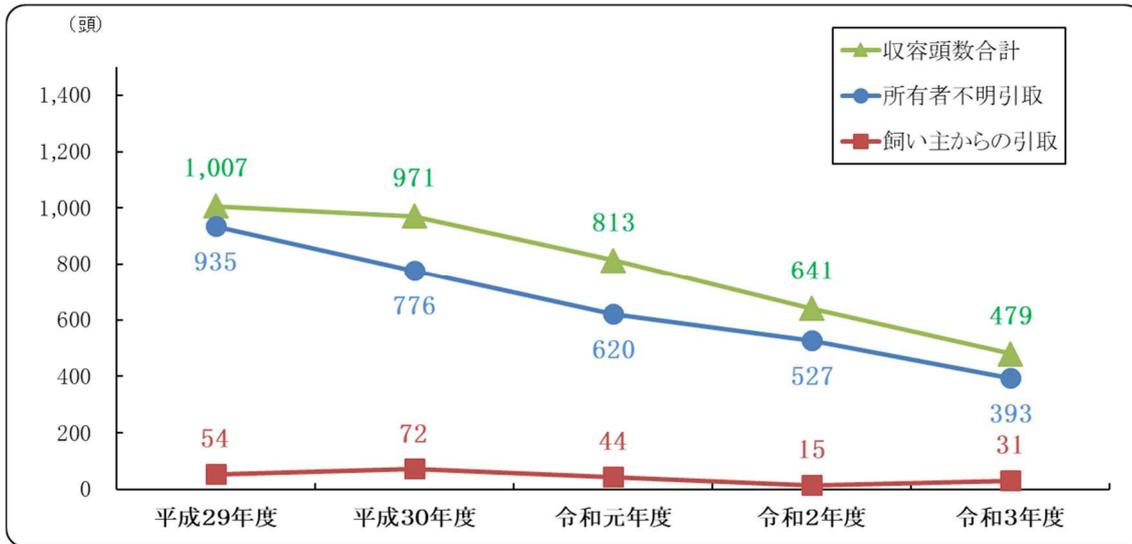
注1: 離乳していない個体を「幼齢」、3ヶ月未満の個体を「幼犬」、3ヶ月以上の個体を「成犬」としている

注2: 那覇市で捕獲・保護・引取りされた犬の頭数は含みません

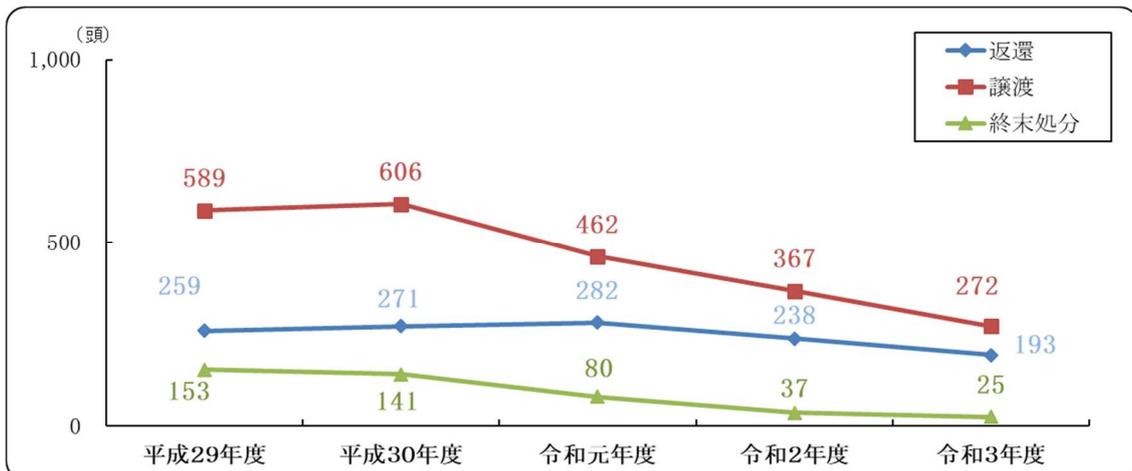
注3: 平成30年度から負傷数には疾病(皮膚病など)も含みます

※宮古保健所から移送された成犬1頭を含む

〈収容頭数の推移〉



〈措置頭数の推移〉



(2)市町村別 犬引取頭数・返還頭数

	所有者不明引取※	飼主からの引取	返 還※
国 頭 村	4		1
大 宜 味 村	3		1
東 村	1	5	
今 帰 仁 村	4	1	3
本 部 町	18(5)		
名 護 市	57(9)	1	17
伊 平 屋 村			
伊 是 名 村			
伊 江 村			
宜 野 座 村	2		
恩 納 村	18(5)		2
金 武 町	20(8)	1	3
読 谷 村	1		1
う る ま 市	84(12)	12(1)	31
嘉 手 納 町	3		2
沖 縄 市	59(3)	5	28
北 谷 町	2		2
宜 野 湾 市	16	3	7
北 中 城 村	5		2
中 城 村	8		5
浦 添 市	19		10
栗 国 村			
久 米 島 町			
渡 名 喜 村			
座 間 味 村			
渡 嘉 敷 村			
北 大 東 村			
南 大 東 村			
西 原 町	6		3
与 那 原 町	6	1	2
南 風 原 町	15		13
豊 見 城 市	19		12
南 城 市	38(1)	2	19
八 重 瀬 町	11	1	9
糸 満 市	29(3)		15
那 覇 市			5
嘉 手 納 基 地			
合 計	448(46)	31(1)	193

(うち幼齢・幼犬)

(うち幼齢・幼犬)

※ 負傷含む

(3) 犬種別の収容頭数(過去3年間・年度別)

犬種名	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	捕獲	保護	引取	合計	捕獲	保護	引取	合計	捕獲	保護	引取	合計
グレート・デン				0				0				0
ゴールデン・レトリバー	2			2	4			4	1			1
ラブラドル・レトリバー	19			19	10			10	7			7
シェパード	1			1	5			5	2			2
スタンダードプードル				0				0				0
ドーベルマン				0				0				0
シベリアン・ハスキー	1			1	2			2	2			2
ピットブル				0	4		4	8	1			1
ブル・テリア				0				0				0
ブルドッグ	3			3	1		1	2				0
ボクサー	1			1	1			1	2			2
土佐犬				0	1			1				0
ボルゾイ				0			1	1				0
ロットワイラー				0	1			1			3	3
ワイマラナー				0	1			1				0
秋田犬	4			4	1			1				0
ボストンテリア				0	1			1	1			1
ボーダーコリー	1			1	1			1	2			2
コッカースパニエル	2			2	1			1				0
キャバリア				0				0	1			1
柴犬	39			39	32			32	34			34
ビーグル	4			4	2		1	3			1	1
ウェルシュ・コーギー	6			6	2			2	1			1
ミニチュアピンシャー	4		1	5	5		1	6	4			4
ミニチュアダックスフンド	19			19	13			13	13			13
チワワ	14			14	7			7	6		1	7
シー・ズー	3			3	4			4	3			3
ヨークシャーテリア	1			1	8			8	12			12
マルチーズ	10			10	5			5	1		1	2
トイ・プードル	18			18	17			17	13		2	15
ダルメシアン				0				0	1			1
パグ	2			2				0				0
フレンチブルドッグ				0	1			1	1			1
ジャックラッセルテリア	1			1	1			1	2			2
アメリカンヘアレステリア				0	1			1				0
パピヨン	7			7	2			2	1			1
ポメラニアン	3			3	2			2	3			3
シュナウザー	1			1	1			1	1			1
ブリタニースパニエル	1			1				0				0
ペキニーズ	2			2				0				0
雑種	600		43	643	489		7	496	333		23	356
合 計	769	0	44	813	626	0	15	641	448	0	31	479

(4)猫の収容及び措置状況(過去5年間・年度別)

	収容猫頭数(うち幼齢・幼猫)				収容猫の措置頭数		
	所有者不明引取		飼い主からの引取	負傷	返還(返還率)	譲渡(譲渡率)	終末処分(処分率)
	3村除く収容	3村収容*					
平成29年度	1,027 (312)		143 (4)	84	17 (1.5%)	181 (14.4%)	1,056 (84.2%)
	779 (272)	248 (40)					
平成30年度	500 (188)		22 (0)	271	6 (0.8%)	192 (24.2%)	602 (75.9%)
	306 (170)	194 (18)					
令和元年度	417 (176)		39 (10)	269	6 (0.9%)	274 (37.8%)	457 (63.0%)
	269 (150)	148 (26)					
令和2年度	143 (93)		65 (0)	193	1 (0.3%)	183 (45.6%)	220 (54.9%)
	122 (89)	21 (4)					
令和3年度	141 (131)		50 (9)	210	3 (0.9%)	225 (56.1%)	172 (42.9%)
	141 (131)	0 (0)					

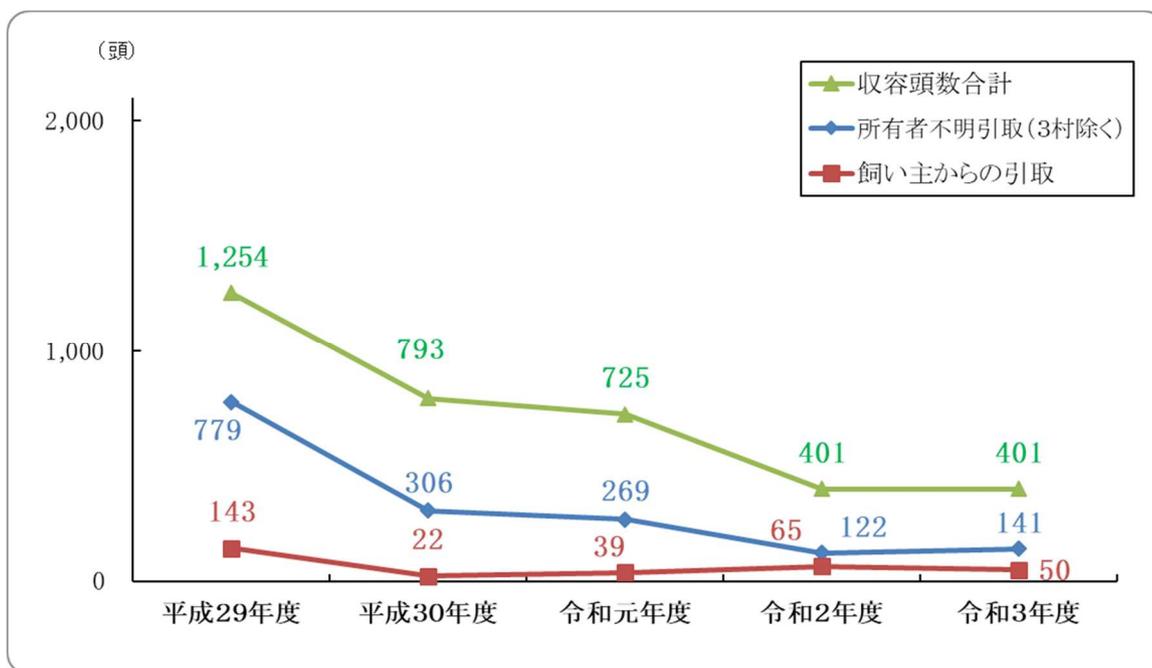
注1:離乳していない個体を「幼齢」、3ヶ月未満の個体を「幼猫」、3ヶ月以上の個体を「成猫」としている

注2:那覇市で捕獲・保護・引取りされた猫の頭数は含みません

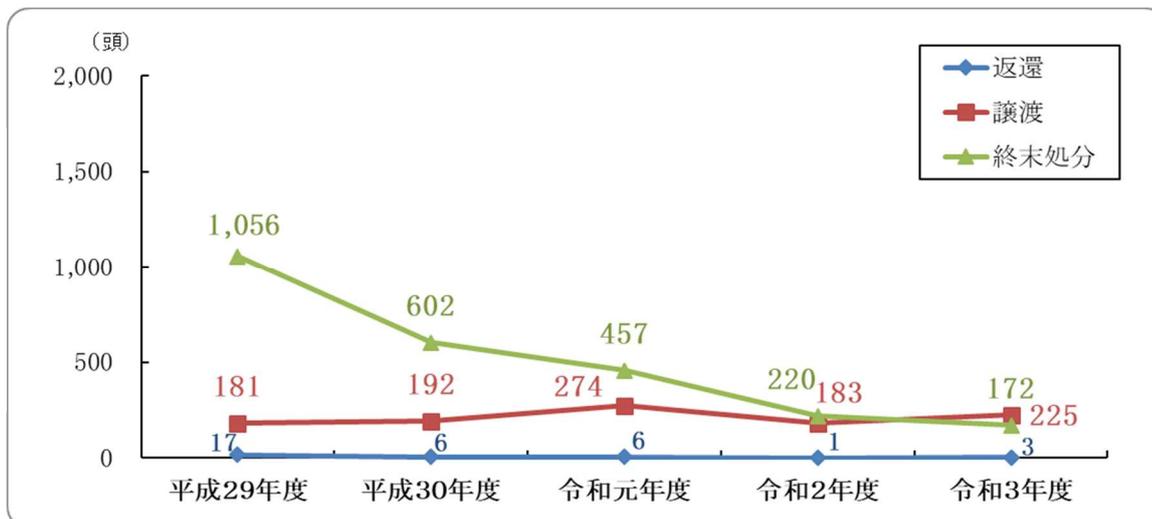
注3:平成30年度から負傷数には疾病(皮膚病など)も含まれます

※ 3村条例(国頭村、大宜味村及び東村が定める「ネコの愛護及び管理に関する条例」)に基づく収容

収容頭数の推移



措置頭数の推移



(5)市町村別 猫引取頭数・返還頭数

	所有者不明引取※	飼主からの引取	返 還※
国 頭 村			
大 宜 味 村			
東 村			
3 村 小 計	0	0	0
今 帰 仁 村	1		
本 部 町			
名 護 市	27(11)		
伊 平 屋 村			
伊 是 名 村			
伊 江 村			
宜 野 座 村	2		
恩 納 村	3(1)		
金 武 町	1	1	
読 谷 村	2(1)		1
う る ま 市	52(26)		
嘉 手 納 町			
沖 縄 市	79(47)	24(6)	
北 谷 町	7(3)		
宜 野 湾 市	18(4)	13	1
北 中 城 村	4(2)		
中 城 村	13(5)		
浦 添 市	35(23)		
栗 国 村			
久 米 島 町			
渡 名 喜 村			
座 間 味 村			
渡 嘉 敷 村			
北 大 東 村			
南 大 東 村			
西 原 町	14(13)		
与 那 原 町	7(3)		
南 風 原 町	17(9)		
豊 見 城 市	16(14)		
南 城 市	19(3)	12(3)	
八 重 瀬 町	8(1)		
糸 満 市	26(15)		1
那 覇 市			
3 村 除 く 小 計	351(181)	50(9)	3
合 計	351(181)	50(9)	3

(うち幼齢・幼猫)

(うち幼齢・幼猫)

※ 負傷含む

3 動物取扱業、特定動物飼養・保管 監視業務

動物取扱業、特定動物飼養・保管監視業務

当センターでは、『動物の愛護及び管理に関する法律』第10条の規定に基づく**第一種動物取扱業**^{※1}(販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める業)の登録および監視業務、ならびに同法第26条の規定に基づく**特定動物**^{※2}の飼養・保管の許可および監視業務を行っています。

※1 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係わるもの等一部を除く。

※2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物。

(1) 第一種動物取扱業の登録数

(令和4年4月1日時点)

	総施設数	業種別内訳				
		販売	保管	貸出し	訓練	展示
登録数	476	250	233	16	27	81

※ 1つの施設で複数の業種を登録している場合があるため、総施設数と業種別内訳合計とは一致しません

(2) 販売業のうち、主として取り扱う動物の種類並びに登録施設数

(令和4年4月1日時点)

哺乳類		鳥類		爬虫類	
動物種	登録	動物種	登録	動物種	登録
犬	178	インコ・オウム	26	カメ	51
猫	28	フィンチ・カナリヤ	18		
ウサギ	21	ハト類	3	トカゲ	47
げっ歯類	34	キジ類・家禽	13		
イタチ・フェレット	11	水鳥	4	へび	38
サル類	6	軟食鳥類	1		
その他	14	猛禽類	7	ワニ	2

※ 1つの施設で複数の動物種を取り扱っている場合があるため、総施設数とは一致しません

(3) 動物取扱責任者研修

令和3年度動物取扱責任者研修

日程: 令和3年10月27日、28日、令和3年11月9日、10日

場所: 浦添市てだこホール

出席人数: 495名

(4) 特定動物の飼養・保管状況

(令和4年4月1日時点)

	特定動物種類		飼養頭数	飼養・保管目的別施設数						
				愛がん	販売	展示	試験 研究等	その他	特定 目的外	生業の 維持
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	3		2	2		2		
		おながざる科	16		3	5		4		
		ひと科	5		1	1		1		
	食肉目	くま科	2		1	2		2		
		ねこ科	10	1	1	4		1		
	長鼻目	ぞう科	2		1	1		1		
	偶蹄目	かば科	2		1	1		1		
		きりん科	3		1	1		1		
鳥綱	ひくいどり目	ひくいどり科	1		1	1		1		
爬虫綱	かめ目	かみつしがめ科	22	10	3	3		2	1	
		どくとかげ科	2	1		1				
	とかげ目	にしきへび科	18	5	3	3		3		2
		ボア科	8			1		1		1
		コブラ科	115	1	3	6	1	3		1
		くさりへび科	198	9	11	29	4	8	1	2
	わに目	アリゲーター科	21	7	5	6		2	1	
		クロコダイル科	4	1	2	2		1		

(5) 勧告・命令等件数

第一種動物取扱業者								
法第23条 第1項・第2 項に基づく 勧告数	法第23条 第4項に基づく 措置命令数	法第24条 第1項に基づく 立入検査件数	法第24条 第1項に基づく 立入検査件数 (施設数)	法第19条に 基づく業務 停止命令数	法第19条に 基づく登録 取消命令数	周辺生活環境の保全		
						法第25条 第2項に基づく 勧告数	法第25条 第3項に基づく 措置命令数	法第25条 第4項に基づく 命令、勧告数
0	0	189	166	0	0	0	0	0

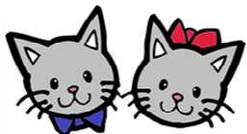
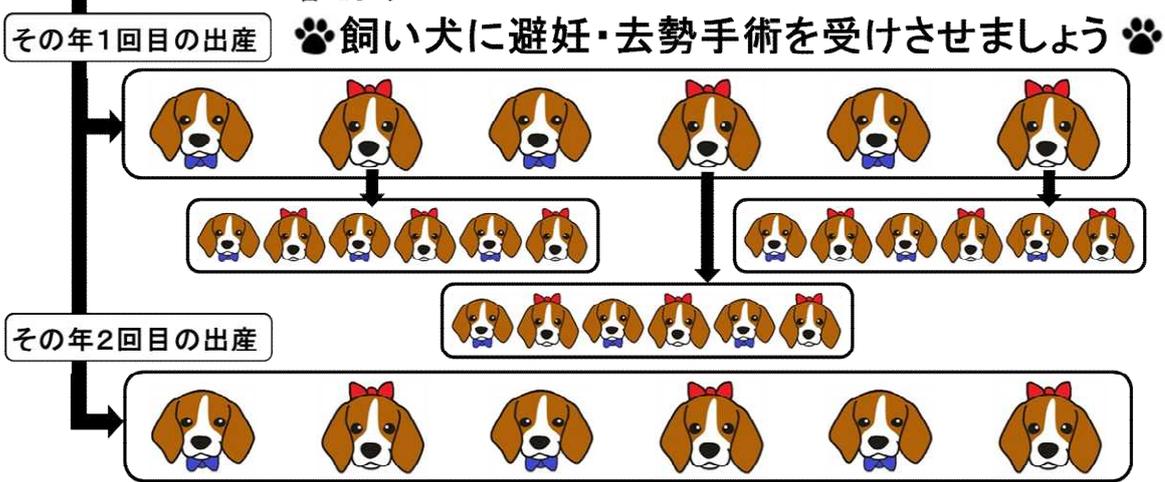
告発件数						
無登録 営業	生活環境	みだりな殺傷等			特定動物	
	法第46条の2 (法第25条第3 項、4項関係 (命令違反)	法第44条 第1項 (みだりな 殺傷)	法第44条 第2項 (虐待)	法第44条 第3項 (遺棄)	無許可 飼養	その他
0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 資料



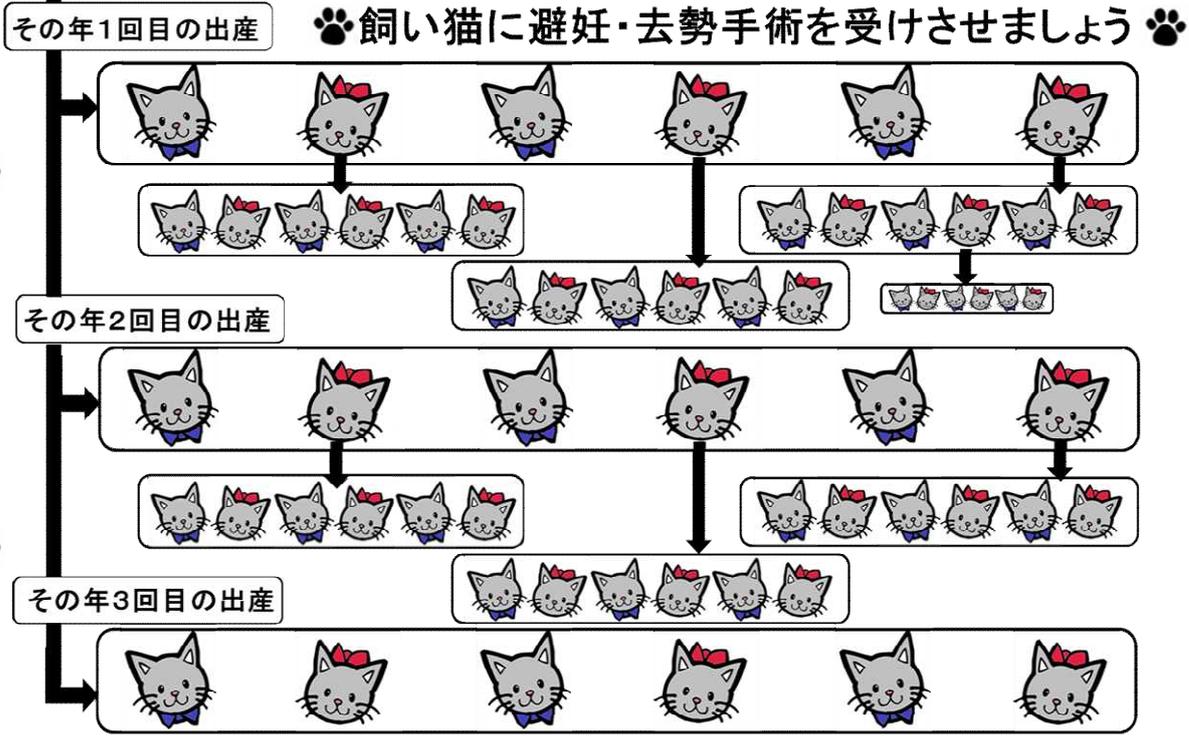
- 🐾初めての妊娠・出産は犬種によりますが、生後6～7ヶ月齢頃からです
- 🐾1回の出産で生まれる仔犬は4～6匹くらいですが、犬種によっては(特に大型犬は)10匹以上になることもあります
- 🐾もし仔犬の半分がメスだったら、1年間で多くて**30匹**くらいに増えます

🐾
年2回仔犬を産みます
🐾



- 🐾初めての妊娠・出産は生後5～7ヶ月齢頃からです
- 🐾1回の出産で生まれる仔猫は4～6匹くらいです
- 🐾もし仔猫の半分がメスだったら、1年間で**54匹**以上に増えます

🐾
年3回仔猫を産みます
🐾



市町村別依頼・相談・苦情状況

当センター及び各市町村担当課では、市町村民からの愛玩動物等に関する相談や不適正飼養により生じる近隣住民からの生活環境に関する苦情への対応等を行っています。

(1) 犬に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）

市町村	放飼犬 取締依頼	野犬 捕獲依頼	行方不明 問合せ	居住環境 の苦情	家畜・作物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
大宜味村	0	15	0	0	0	1	0	0	1	0	17
東村	5	0	0	1	2	0	0	0	0	0	8
今帰仁村	2	2	4	2	1	0	0	0	1	0	12
本部町	8	5	6	1	0	2	0	0	1	0	23
名護市	44	5	29	14	3	30	4	10	0	16	155
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊江村	0	0	0	3	0	1	0	0	0	20	24
宜野座村	24	6	3	8	0	2	0	2	3	0	48
恩納村	3	1	0	2	0	0	0	1	0	4	11
金武町	2	6	3	1	1	1	4	0	0	0	18
読谷村	2	1	57	3	0	0	0	0	0	0	63
うるま市	26	105	1	30	5	53	0	66	9	41	336
嘉手納町	0	5	5	3	0	1	0	4	0	0	18
沖縄市	50	22	56	46	2	3	5	64	0	3	251
北谷町	14	15	15	18	0	0	0	3	3	19	87
宜野湾市	2	3	15	31	0	38	0	2	7	7	105
北中城村	2	20	12	1	0	0	0	1	3	0	39
中城村	7	7	14	4	0	0	2	2	0	6	42
浦添市	9	6	22	16	0	0	0	11	1	4	69
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	5	9	0	5	0	0	0	0	5	0	24
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
西原町	0	11	1	2	0	0	0	0	1	0	15
与那原町	0	3	2	1	0	1	0	0	0	0	7
南風原町	0	1	3	2	0	2	0	0	1	0	9
南城市	34	5	9	11	0	0	1	1	7	0	68
豊見城市	0	0	2	4	0	6	0	0	2	1	15
八重瀬町	4	3	20	7	0	10	1	3	8	0	56
糸満市	6	11	25	18	0	5	0	5	3	1	74
合計	250	267	305	234	14	159	17	175	56	122	1,599

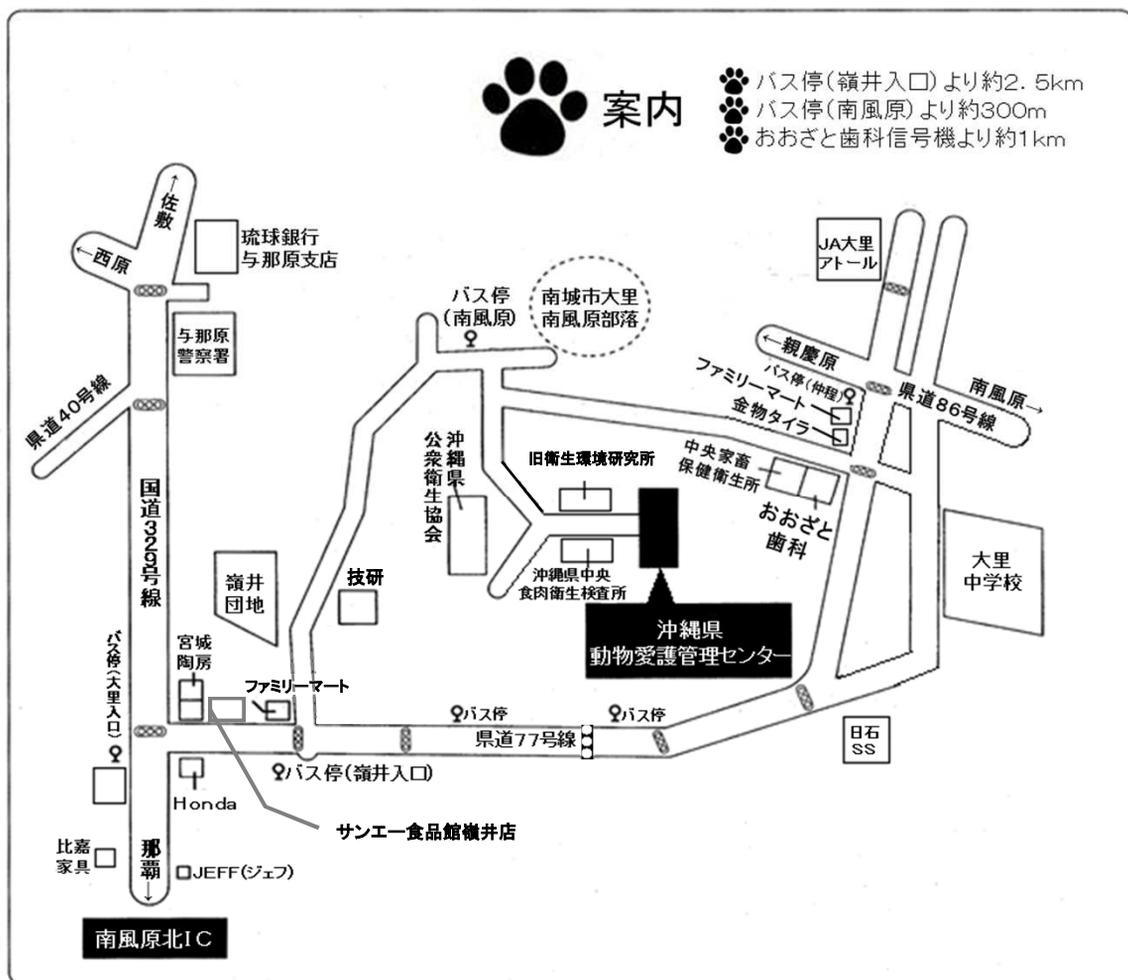
(2)猫に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）

市町村	行方不明 問い合わせ	居住環境 の苦情	家畜・作物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	2	3	0	3	0	0	0	0	8
大宜味村	5	0	0	0	0	0	0	0	5
東村	1	0	0	7	0	0	0	0	8
今帰仁村	1	10	0	3	0	1	11	0	26
本部町	1	3	0	0	0	0	0	0	4
名護市	0	20	0	5	9	140	0	7	181
伊平屋村	0	1	0	0	0	0	0	0	1
伊是名村	0	0	2	0	0	0	0	0	2
伊江村	0	17	0	3	1	22	0	0	43
宜野座村	0	8	0	0	0	22	0	0	30
恩納村	0	1	0	0	0	2	0	0	3
金武町	0	0	0	2	0	0	0	0	2
読谷村	10	13	0	1	0	0	0	0	24
うるま市	0	86	0	3	4	647	3	3	746
嘉手納町	1	30	0	1	3	4	0	0	39
沖縄市	19	95	0	7	7	1,023	0	10	1,161
北谷町	14	29	0	2	4	163	0	34	246
宜野湾市	8	70	0	13	6	314	2	2	415
北中城村	3	15	0	1	1	3	0	0	23
中城村	2	8	0	7	5	53	0	0	75
浦添市	17	30	0	0	1	2	4	3	57
粟国村	0	0	0	0	0	1	0	0	1
久米島町	5	10	0	12	3	0	5	0	35
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	3	3
座間味村	0	4	0	0	0	5	0	0	9
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	1	1	1	0	0	0	0	0	3
西原町	0	2	0	0	1	0	0	0	3
与那原町	0	24	0	4	7	0	0	0	35
南風原町	0	20	0	10	3	45	1	0	79
南城市	5	14	0	2	7	163	1	1	193
豊見城市	0	4	0	1	0	0	0	2	7
八重瀬町	2	9	0	6	2	45	6	0	70
糸満市	0	48	0	20	26	208	2	33	337
合計	97	575	3	113	90	2,863	35	98	3,874

(3) 犬猫以外の動物に関する依頼・相談・苦情件数（市町村報告）

市町村	行方不明 問合せ	居住環境 の苦情	家畜・作物 等の被害	引取り 依頼	負傷 収容依頼	死亡 収容依頼	飼い方 しつけ方 健康相談	その他	合計
国頭村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	1	0	0	0	4	0	0	5
本部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名護市	0	0	1	1	0	1	0	0	3
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊江村	0	0	0	0	2	1	0	0	3
宜野座村	0	0	0	2	0	0	1	0	3
恩納村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金武町	0	0	0	0	0	4	0	0	4
読谷村	0	0	0	0	0	32	0	0	32
うるま市	0	1	0	1	0	1	1	0	4
嘉手納町	0	0	0	0	0	11	0	0	11
沖縄市	4	3	0	0	0	0	0	5	12
北谷町	0	7	0	2	4	30	0	4	47
宜野湾市	1	14	0	20	7	79	0	0	121
北中城村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中城村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦添市	3	0	0	0	2	48	0	0	53
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	0	1	0	0	0	2	0	0	3
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西原町	0	4	0	9	3	51	0	0	67
与那原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南風原町	0	0	0	1	0	12	0	0	13
南城市	0	0	0	0	4	33	0	0	37
豊見城市	0	0	0	0	0	28	0	0	28
八重瀬町	1	7	0	7	4	8	2	0	29
糸満市	1	0	0	3	0	1	1	1	7
合計	11	38	1	46	26	346	5	10	483

沖縄県動物愛護管理センター案内図



令和3年度 事業概要

発行・編集 沖縄県動物愛護管理センター
 〒 901-1202 沖縄県南城市大里字大里2000番地
 TEL : 098-945-3043
 FAX : 098-945-0224
 ホームページ : <https://www.aniwel-pref.okinawa/>

